

有明っ子のきまり

あまくさしりつありあけしょうがっこう
天草市立有明小学校

0 有明っ子ABC活動

そろえる

- ① くつ・スリッパをそろえる
- ② 掃除は無言で
- ③ あいさつは先に笑顔で
- ④ ろうかの右側を歩く
- ⑤ 名札をつける (校内)
- ⑥ 集会や放送は無言で聞く

変更した箇所は

波線を入れています。

I 校内では…

(1) 登下校の仕方

- 集合時刻を守って、安全に登校しましょう。
- 「スクールバス利用のきまり」を守りましょう。
- 交通ルールを守って、決められた通学路を通りましょう。



(2) 学校生活

- 学習に関係ないものはランドセルやカバンにつけたり、持ってきてたりしないようにしましょう。
- (キーホルダー や遊び道具、食べ物など)
- 持ち物には、必ず名前を書きましょう。

(3) 服装

【普段の服装】

- 標準服を着て、校内では名札をつけましょう。
- くつ下は、白・黒・紺・グレーで、派手でないものにしましょう。(式がつく行事のときは白です。)
- 登下校のときや外に出るときには、帽子をかぶりましょう。
- 髪型は特別なことをせず、目にかかる長さにし、肩につく長い髪はゴム(かざりのついていないもの)で結びましょう。

【冬季の服装】

- 標準服の下に、スクールセーターやベスト、トレーナーを着るようにしましょう。寒いときには、長ズボン
(ジャージ)をはいてもいいです。(黒・紺・グレー)
- ポロシャツから出ないようなものや保温性のある肌着を着ましょう。
- 登下校では、長ズボンや防寒着を着てもいいです。(自分で判断しましょう。)
- タイツやスパッツをはいてもいいです。
- 手袋やネックウォーマーは、登下校中のみ着用しましょう。(マフラーはつけないようにしましょう。)
- 携帯カイロは、貼るタイプのみを持ってきててもいいです。(学校ではすてないようにしましょう。)

【体育の服装】

- 体育服の前にゼッケンをつけましょう。
- 体が温まるまでは、長そでのトレーナーと長ズボンを着用してもいいです。
- タイツ・スパッツは、運動には適していないため、脱いでおくようにしましょう。



(4) その他

- 友達を呼ぶときは、「さん」をつけて呼びましょう。
- 欠席や遅刻をするときは、班の人と学校に連絡しましょう。

2 校外では…

(1) 生活

○門限を守りましょう。(春休み～10月…18:00、11月～春休み前…17:00)
※ただし、地域・家庭の用事などの場合は除きます。

○「自分から」あいさつするようにしましょう。
(時と場と相手に応じて、気持ちのよいあいさつをしましょう。)

○校区外に出るときは、原則として保護者と一緒に出るようにしましょう。

○友達の家や公共施設では、許可をもらって入るようにします。早朝(午前10時前)やご飯のとき、大人がいないとき(連絡がある場合を除く)は、行かないようにしましょう。

○携帯電話、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などを利用する場合は、「使用時間・時間帯・内容・使い方」についておうちの人とルールを決めて使いましょう。



(2) 交通

○交通ルールを守り、自分の身を自分で守れるようにしましょう。(道路を渡るときは安全を確認しましょう、飛び出しはしないようにしましょう。)



○自転車は、スマートフォンなどと同じく「買い与えた保護者の責任」で正しい乗り方・使い方ができるようにしましょう。

【1・2年生】自分の地区の広場など(道路では乗らないようにしましょう。)

【3・4年生】自分の地区の中(国道は乗らないようにしましょう。横断歩道はおして渡りましょう。)

【5・6年生】原則として旧校区内(歩道のないところはおすようにしましょう。)

※本校では、自転車の行動範囲の目安を以上のように示しています。あくまで安全が第一でありますので、お子様の技能や安全確認の実態に応じて範囲をご検討ください。

○自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、あごひもまでしめましょう。

○危険な乗り方や飛び出しをしないようにしましょう。

(3) 遊び

○「もの」(ゲームソフトやカードなど)や「お金」の貸し借り、交換はしないようにしましょう。

○危険な場所では遊ばないようにしましょう。(道路、防波堤、崖のそばなど)



※川や海、池などのつりや水遊びは、責任のとれる大人といっしょにしましょう。

○危険なおもちゃや道具では遊ばないようにしましょう。(エアガン、火遊びになる道具、刃物など)

※キックボード、スケートボードなどをするときは、車の通らない広い場所で遊びましょう。

○知らない人に声をかけられても、絶対についていかないようにしましょう。

3 「有明っ子のきまり」の見直しについて

○学校のきまりは、以下の手順で見直しを行う。

【児童】

- ・4～6年生の児童による振り返りを行う。児童による振り返りの際に、見直す必要のある事項が出た場合には、代表委員会(4～6年生)で話し合う。その意見を参考にして学校で検討する。

【保護者】

- ・保護者から見直す必要がある事項が出た場合は、PTA本部役員会で話し合いを行う。

【学校】

- ・児童の代表委員会とPTA本部役員会の意見をもとに教職員で協議する。

【周知】

- ・4月に担任から児童に周知。
- ・4月のPTA総会で保護者に周知。

【振り返り・検討】

- ・児童による振り返り。
- ・PTA本部役員会で話し合う。

【協議・決定】

- ・教職員で協議。
- ・加筆、修正。

